

令和元年 12 月 4 日

富良野市議会議長 黒 岩 岳 雄 様

市民福祉委員長 本 間 敏 行

委員会事務調査報告書

令和元年第 3 回定例会において、継続調査の許可を得た事件について、下記のとおり結果を報告します。

記

1. 調査案件
調査第 2 号 男女共同参画の推進に向けた取り組みについて
2. 調査の経過及び結果
別紙のとおり

男女共同参画の推進に向けた取り組みについて

市民福祉委員会より、調査第2号「男女共同参画の推進に向けた取り組みについて」の調査の経過と結果について報告する。

本委員会では、平成31(2019)年4月に今後10年間の計画として策定された「第2次富良野市男女共同参画推進計画」について、担当部局からの説明を求め、本市の現状と課題、これまでの取り組み実績に関する聞き取りを行い、先進地や市内事業所における取り組みの現状について調査を進めてきたところである。

平成11(1999)年に男女共同参画社会基本法が制定されてから、本年で20年を迎える。男女共同参画社会基本法が成立したのは、昭和23(1948)年、国連で世界人権宣言が採択されたことに端を発し、昭和50(1975)年の国連国際婦人年をきっかけに、我が国の男女共同参画行政が推進されてきた。

その後、平成4(1992)年の国連環境開発会議を皮切りに、平成5(1993)年の世界人権会議、平成6(1994)年の国際人口開発会議が開催、すべての重要問題の解決の鍵は女性問題であるとされ、平成7(1995)年には第4回国連世界女性会議が開催されている。

国においては、平成13(2001)年に「配偶者暴力防止法」、平成27(2015)年に「女性活躍推進法」、平成30(2018)年に「政治分野における男女共同参画推進法」が施行され、国際的潮流である女性の人権問題の解決に向けて、平成27(2015)年に国連で採択されたSDGs、ジェンダー(性差)平等とも連動し、国際的視野を持って推進していくことが望ましいとされている。

本市においては、平成21(2009)年に「第1次富良野市男女共同参画推進計画」が策定され、本年より第2次計画がスタートしている。第2次計画の策定に向けては、男女共同参画社会基本法に明文化されている「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策などの立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の5つを基本理念として取り組まれてきた第1次計画の、3つの基本目標と11の観点に基づく20の推進項目と27の取り組みについて、庁内の各担当課及び富良野市男女共同参画推進委員会による評価・検証が行われている。評価・検証の結果を見ると、目標に沿って計画は進められていたものの、実施内容に対する達成度が低い項目も見受けられ、まだまだ男女共同参画の推進に向けた意識の醸成が図られていない現状である。

そのためには、国が最重要課題として定めた「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」、「政治分野における男女共同参画推進法」を視野に入れ、本市における地域社会の構成を成す「市の責務」、「市民の役割」、「事業者の役割」をより明確に市民に周知し、地域社会全体で協力し推進することが望まれる。

男女共同参画の推進にあたっては、官公庁や大企業の一部が努力し改善を図っているが、市民意識の醸成が図られていない要因として、古くからの男女間の風土、慣習、教育的な背景が考えられ、男性側の意識を変えていく必要もある。この問題の根底には、自己の無意識、無知、無関心からくる偏見もあり、このことが女性やLGBTなどが社会へ進出する際の大きな壁となっている。

まわりに対して無意識、無知、無関心でも、社会生活においては無関係ではいられないことから、偏見を取り除き、まずは理解すること、そして家庭教育、学校教育、市民団体、日本で8割を占める中小企業への男女共同参画の啓蒙・啓発の浸透が重要である。

本委員会では先進地の事例調査後、15年前から男女共同参画の取り組み実績がある市内事業所において、これまでの取り組み状況に関する聞き取りと意見交換を行うとともに、本市議会内における意識調査を実施した。

市内事業所においては、取り組み当初は男性職員の意識が伴わずに苦労した点が大変多く、思うような取り組みが進められない時期もあったが、現在は職員同士での声掛けなども行いながら助け合う雰囲気を作られているとのことであった。しかし、管理職への昇進を希望する女性職員が少ないことも事実であり、女性が職場で活躍できる環境の整備と工夫が求められていると感じた。

また、育児休業を終えて職場復帰しようとした際に一番困ることは、0歳児を受け入れる保育施設がとても少ないため、働きたくても働けないのが現実であると伺い、行政として果たす役割を強く感じたところである。

本市議会内での意識調査の中では、主に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に対する理解度について調査した。その結果、概ね理解されていることがわかったが、「政治や経済分野で男女格差が大きいと感じる要因として考えられるもの」に対する回答は、「政治は男性のものという意識が未だ強い」、「家族や周囲の理解が得づらい」と感じている議員が多く、本市議会においても、今後さらなる意識改革に取り組む必要があると感じたところである。

これまでの調査経過において、本委員会が感じた課題と今後の本市における男女共同参画の推進に向けた議論を重ねてきた中で、次の6点について意見の一致をみた次第である。

1. 日本のジェンダーギャップ(男女格差)指数は、世界149カ国中110位と低い水準であるという認識を持ち、男女共同参画社会の実現は人権問題として捉える必要がある。今後、市民に向けて、より一層の男女共同参画の意識の醸成を図るため、毎年6月の男女共同参画週間、11月の女性に対する暴力をなくす運動の実施期間に合わせて啓発を行い、男女共同参画への理解を広く内外に示すことも効果的と考える。今後の推進を強化するためには、行政がリーダーシップをとり、市の総合計画後期基本計画に掲げられている基本目標5の、個別目標1にある推進施策「人権意識の高揚と男女共同参画の推進」について、新たな成果指標の項目と目標値を設けることを検討されたい。

- 2．男女共同参画は、国際社会における取り組みと密接に関係していることから、異文化交流、価値観の違い、多様性を知るための国際交流は欠かせないものである。外国人観光客が多く訪れる本市においても国際交流サロンなどを設け、国際交流の機会を増やす取り組みが望まれる。
- 3．多様性（性的マイノリティ・男女の差など）を認め合いながら、女性の経済活動・社会進出を進めるためには、LGBTなどへの理解や啓発に組み込み、無意識、無知、無関心からくる偏見を無くし、性的マイノリティの声にしっかりと耳を傾ける環境の整備を進める必要がある。
- 4．女性の活躍推進により人口減少社会における働き手の確保を目指し、女性の就労・起業支援をすることが重要であるとともに、男性の家庭への進出も不可欠である。女性への起業相談、リーダー研修、起業セミナー、男性向けの研修回数を増やして意見交換の場を作るなど、地域で起業し活躍する女性を支援することによって女性リーダーの人材育成につながれば、地域企業にとっても、大きな財産を生み出すことにつながると考える。
- 5．近年、増加しているDV（ドメスティック・バイオレンス）被害に対しては、今後もリーフレットを用いた啓発を行い、将来に向け、LINEによる相談の実施も検討されたい。また、人権擁護委員が富良野看護専門学校及び市内各高等学校へ出向いて実施されているデートDV予防教育は効果的な取り組みと考える。SNSの普及などにより、今後は若年層からの予防教育が大切であるため、教育委員会と連携の上、市内各中学校での啓発事業の実施について検討されたい。
- 6．子育て支援の充実、女性の背中を後押しする横断的な取り組みとして、0歳児の保育の受け入れ体制の整備と、男女共同参画に関連する事業の活動拠点となる施設の整備を行い、自発的な発想と行動力による相乗効果を図るべきと考える。